

道央廃棄物処理組合職員の臨時的任用に関する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合規則第8号

道央廃棄物処理組合職員の臨時的任用に関する規則

道央廃棄物処理組合職員定数条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第6号）第1条に定める職員以外の一般職に属する職員で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第172条第3項ただし書による職員の任用、給与及び身分取扱等に関する措置については、千歳市職員の臨時的任用に関する規則（昭和42年千歳市規則第3号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「市長」及び「千歳市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。